

年金受取時の税金について

契約者と年金受取人が同人の場合

<毎年の年金に対する税金>

毎年の年金は雑所得となり、他の所得（給与所得、利子所得等）と合算されて、所得税・住民税の対象となります。

■所得金額の計算方法

$$\text{雑所得金額} = \text{年金年額} - \left(\text{年金年額} \times \frac{\text{必要経費}}{\text{年金お支払総額の見込額}} \right)$$

(配当金を含む) ※1 ※2 (配当金を除く) ※2 保険料合計 年金お支払総額の見込額 (小数第2位未満切上げ) ※3

- ※1 配当金には今年度の積立配当金も含まれます。
- ※2 配当方法が年金の買増に充当する方法の場合は、「配当金」を「買増年額」と読替えます。
- ※3 「年金お支払総額の見込額」とは、支給期間または余命年数の間に受取る総額です。

■源泉徴収税額

年金年額（配当金は除きます。）から必要経費を差引いた金額が25万円以上となる場合には、所得税法にもとづき、その金額の10.21%（※1）を源泉徴収税額（※2）として、支払金額から差引きます。（配当方法が年金の買増に充当する方法の場合は、源泉所得税額計算時の年金年額には買増年金を含みます。）

- ※1 2012年12月31日までの年金支払期日については、10%となります。
- ※2 源泉徴収すべき所得税と復興特別所得税を合わせた金額となります。

なお、源泉徴収税額は、支払額に対する確定した税額ではなく、確定申告により他の所得とあわせて税金の過不足が調整されます。

■支払調書の提出

年金年額が20万円を超える場合は、所得税法にもとづき、年金支払後に当社から税務署宛「支払調書」を提出します。

■確定申告

その年（1月1日から12月31日まで）に受取られた年金（配当金がある場合はその金額も含みます。）は、他の所得と合算して翌年2月16日から3月15日までに所轄税務署にて確定申告のお手続きが必要となります。

確定申告には、年金支払後に送付する「年金支払証明書（税務申告用）」が必要となりますので、大切に保管してください。

<ご留意点>

- 今後、税務取扱が変わる場合もありますので、記載の内容は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務取扱については、税理士や所轄の国税局・税務署にご確認ください。

契約者と年金受取人が別人の場合

<年金を受取る権利に対する税金>

年金の支払開始時に、契約者が個人で契約者と年金受取人が異なる場合は、年金受取人に対し、年金開始時に年金を受取る権利（年金受給権）が贈与されたものとみなされ、贈与税が課税されます。

※年金の支払開始前に契約者変更があった場合、年金を受取る権利（年金受給権）のうち、旧契約者が負担した保険料部分について贈与されたものとみなされます。

■年金受給権の評価方法（相続税法第24条）

【例】確定年金の場合

以下の①～③（権利取得時のもの）のうち、いずれか多い金額となります。

- ①解約払戻金相当額
- ②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額
- ③給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額に残存期間に応じる予定利率の複利年金現価率を乗じた金額

※上記の内容は一部の例を抜粋して記載しています。

<毎年の年金に対する税金>

毎年の年金は雑所得となり、他の所得（給与所得、利子所得等）と合算されて、所得税・住民税の対象となります。

■相続等生命保険年金の税務上の取扱いの変更について

- ・2010年10月より、相続、贈与等により取得した生命保険契約等に係る年金（以下、相続等生命保険年金）の税務上の取扱いが変更されました。
- ・年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されます。
- ・2013年1月期日以降の年金のお支払いから相続等生命保険年金に該当した場合は、源泉徴収税を差引かずにお支払いいたします。

なお、源泉徴収税額は、支払額に対する確定した税額ではなく、確定申告により他の所得とあわせて税金の過不足が調整されます。

詳細については、最寄りの税務署にお問合せいただくか、国税庁ホームページをご参照ください。

■支払調書の提出

所得税法にもとづき、年金支払後に当社から税務署宛「支払調書」を提出します。

■確定申告

その年（1月1日から12月31日まで）に受取られた年金（配当金がある場合はその金額も含まれます。）は、他の所得と合算して翌年2月16日から3月15日までに所轄税務署にて確定申告のお手続きが必要となります。

確定申告には、年金支払後に送付する「年金支払証明書（税務申告用）」が必要となりますので、大切に保管してください。（ただし、2013年1月期日以降の年金については、確定申告前に送付します。）

<ご留意点>

- 今後、税務取扱が変わる場合もありますので、記載の内容は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務取扱については、税理士や所轄の国税局・税務署にご確認ください。

海外へ渡航されるお客様へ

■源泉徴収税額

<契約者と年金受取人が同一人の場合>

年金受取人が海外に居住されている場合は、所得税法上の非居住者に該当し、所得税法にもとづき、年金年額（配当金は除きます。）から必要経費を差引いた金額の20.42%（※1）を源泉徴収税額（※2）として、支払金額から差引きます。

<契約者と年金受取人が別人の場合>

2013年1月期日以降の年金のお支払いから相続等生命保険年金に該当した場合は、源泉徴収税額を差引かずにお支払いいたします。

※1 2012年12月31日までの年金支払期日については、20%となります。

※2 源泉徴収すべき所得税と復興特別所得税を合わせた金額となります。

■租税条約について

租税条約とは、二国間での二重課税を回避し、国際的な脱税を防止する目的で締結される条約です。外国で得た所得については、その国も課税権があるが国内との二重課税をさけるための軽減措置です。

渡航国が租税条約締結国に該当する場合は、「租税条約に関する届出書」等を提出することにより、当社の年金支払において源泉徴収税額を差引かずにお支払いすることが可能な場合がございますので、税理士や所轄の国税局・税務署にお問合せください。

<ご留意点>

- 年金受取人が海外に渡航される際は、年金受取人ご本人より「海外渡航通知書兼取引に関する届出書」のご提出が必要です。
渡航先住所、国内連絡先、当社からの通知送付先等をご記入いただきます。
- 毎年の年金受取口座は、年金受取人本人名義の日本国内口座となります。
- 今後、税務取扱が変わる場合もありますので、記載の内容は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務取扱については、税理士や所轄の国税局・税務署にご確認ください。